

避難の種類

自主避難

災害の危険を感じた自主的な避難

高齢者等避難

危険と認められる地域の住民等へ、鹿沼市が発令するもの、ハザードマップや防災マップで危険とされる地域や、高齢者、障がい者、乳幼児およびその支援者など、避難に時間のかかる方は、避難を開始しましょう。

避難指示

危険が差し迫っているので、全員に避難を指示するものです。鹿沼市から発令されたら全員が避難しましょう

立退き避難

鹿沼市が指定した学校、コミュニティーセンター等の避難所、安全な親戚、知人宅、ホテル、旅館など（要予約）に避難すること。

屋内安全確保

自宅内で安全な場所に移動すること。（警戒区域に入っていない、居室が浸水深より高い、水、トイレ、食料を十分に確保できることが条件）

緊急安全確保

立退き避難をする必要がある居住者が、適切なタイミングで避難しなかった等により避難し遅れたために、災害が発生、切迫し立退き避難が安全にできない状況に至った場合に、命の危険から身の安全を可能なかぎり確保すること。現在の場所より相対的に安全な場所に直ちに移動すること。

（自宅の少しでも高い場所、近隣の少しでも高い建物、がけから離れた場所に移動など）